

## 市街化区域内の農地を転用する場合には届出が必要です

【届出書提出部数】 2部

【添付書類】 正本1部（3ヶ月以内の書類）

- 1 土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
- 2 申請地の案内図（住宅地図等）
- 3 公図写し（申請地及び隣接地の地番、地目、地積、所有者氏名を表示すること。）
- 4 委任状（代理人による申請手続の場合）

【次の場合には、別途書類の提出が必要となります。】

- 土地の登記事項証明書に記載されている所有名義と届出者の住所氏名が異なる場合  
相続後未登記の場合  
相続関係系図・戸籍謄本・除籍謄本等 1部  
住所変更後で未登記の場合 住民票 1部  
氏の変更後で未登記の場合 戸籍謄本等 1部
- 区画整理事業施行中の土地の場合  
仮換地指定通知書（仮換地の証明書）の写し<sup>7</sup> 1部  
※ 仮換地指定通知書（仮換地の証明書）の写しを添付書類として提出された場合は、  
公図の写しの提出の必要はありません。
- 申請地・画地を任意に分ける場合  
特定図（申請地の測量図） 1部  
※ 5条届出で所有権を移転する場合は、分筆登記後でなければ申請できません。
- 申請地に賃貸借の契約がなされている場合  
農地法第18条第6項の合意解約の通知書 1部
- 土地の登記事項証明書に仮登記、差押、地役権等の権利設定がなされている場合  
権利者の同意書 1部

\*申請内容により必要となる添付書類がありますので、事務局にご相談下さい。